

安全・信頼性に係る技術的条件の素案

条	項目名	項	技術的条件(素案)	(参考)事業用電気通信設備規則	備考
4	予備機器等	1	ヘッドエンド設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、当該ヘッドエンド設備の故障等の発生時に、他のヘッドエンド設備(サブヘッドエンド設備を含む。)によりその業務が確保できるヘッドエンド設備の機器については、この限りでない。	通信路の設定に直接係る交換設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊又は故障(以下「故障等」という。)の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。ただし、次の各号に掲げる機器については、この限りでない。 ①端末回線(端末設備等と交換設備との間の電気通信回線設備をいう。以下同じ。)を当該交換設備に接続するための機器 ②当該交換設備の故障等の発生時に、他の交換設備によりその疎通が確保できる交換設備の機器	
		2	伝送路設備のうち、ヘッドエンド設備相互間を接続する伝送路設備及び幹線の設備には、予備の線路又は芯線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。 ①専ら一の者に対する業務に使用するもの ②当該伝送路設備の故障等の発生時に、他の伝送路設備によりその業務が確保できるもの	伝送路設備には、予備の電気通信回線を設置しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。 ①端末回線その他専ら一の者の通信を取り扱う区間に使用するもの ②有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。以下同じ。)の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であつて、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。以下同じ。)と同一の線路のうち、端末設備等と専用設備(専用役務の提供の用に供する事業用電気通信回線設備をいう。以下同じ。)を収容する建築物(第15条の建築物をいう。)との間に使用するもの ③当該伝送路設備の故障等の発生時に、他の伝送路設備によりその疎通が確保できるもの	
		3	伝送路設備において伝送路に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。	伝送路設備において当該伝送路設備に設けられた電気通信回線に共通に使用される機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。	
		4	ヘッドエンド設備相互間(ヘッドエンド設備とサブヘッドエンド設備間を含む。)を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。	交換設備相互間を接続する伝送路設備は、なるべく複数の経路により設置されなければならない。	
5	故障検出		一般放送の業務に用いられる電気通信設備は、電源停止その他業務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該電気通信設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。	事業用電気通信回線設備は、電源停止、共通制御機器の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時には、これを直ちに検出し、当該事業用電気通信回線設備を維持し、又は運用する者に通知する機能を備えなければならない。	

安全・信頼性に係る技術的条件の素案

条	項目名	項	技術的条件(素案)	(参考)事業用電気通信設備規則	備考
6	事業用一般放送の業務に用いられる電気通信回線設備の防護措置		(削除)	事業用電気通信回線設備は、利用者又は他の電気通信事業者の電気通信設備から受信したプログラムによつて当該事業用電気通信回線設備が当該事業用電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の意図に反する動作を行うことその他の時由により電気通信役務の提供に重大な支障を及ぼすことがないように当該プログラムの機能の制限その他の必要な防護措置が講じられなければならない。	
7	試験機器及び応急復旧機材の配備	1	一般放送の業務に用いられる電気通信設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該電気通信設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の点検及び検査に必要な試験機器の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	
		2	一般放送の業務に用いられる電気通信設備の工事、維持又は運用を行う場所には、当該電気通信設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の伝送路の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	事業用電気通信回線設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信回線設備の故障等が発生した場合における応急復旧工事、臨時の電気通信回線の設置、電力の供給その他の応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされなければならない。	
8	異常ふくそう対策		(削除)	交換設備は、異常ふくそう(特定の交換設備に対し通信が集中することにより、交換設備の通信の疎通能力が継続して著しく低下する現象をいう。以下同じ。)が発生した場合に、これを検出し、かつ、通信の集中を規制する機能又はこれと同等の機能を有するものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようにこれを制御することができる交換設備については、この限りではない。	
9	耐震対策	1	一般放送の業務に用いられる電気通信設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。	事業用電気通信回線設備の据付けに当たっては、通常想定される規模の地震による転倒又は移動を防止するため、床への緊結その他の耐震措置が講じられなければならない。	
		2	一般放送の業務に用いられる電気通信設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。	事業用電気通信回線設備は、通常想定される規模の地震による構成部品の接触不良及び脱落を防止するため、構成部品の固定その他の耐震措置が講じられたものでなければならない。	
		3	その事故等により業務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある一般放送の業務に用いられる電気通信設備に関する前2項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。	その事故等により電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼすおそれのある事業用電気通信回線設備に関する前2項の耐震措置は、大規模な地震を考慮したものでなければならない。	

安全・信頼性に係る技術的条件の素案

条	項目名	項	技術的条件(素案)	(参考)事業用電気通信設備規則	備考
10	電源設備	1	(削除)	事業用電気通信回線設備の電源設備は、平均繁忙時(一日のうち年間を平均して電気通信設備の負荷が最大となる連続した一時間をいう。以下同じ。)に事業用電気通信回線設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信回線設備の動作電圧又は動作電流の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。	
		2	(削除)	事業用電気通信回線設備の電力の供給に直接係る電源設備の機器(自家用発電機及び蓄電池を除く。)は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようにしなければならない。	
11	停電対策		一般放送の業務に用いられる電気通信設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置(ヘッドエンド設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準じる措置)が講じられなければならない。	事業用電気通信回線設備は、通常受けている電力の供給が停止した場合においてその取り扱い通信が停止することのないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準じる措置(交換設備にあつては、自家用発電機及び蓄電池の設置その他これに準じる措置)が講じられなければならない。	
12	誘導対策		線路設備(光ファイバを除く。)は、強電流電線からの電磁誘導作用により一般放送の業務に用いられる電気通信設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。	線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信回線設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある異常電圧又は異常電流が発生しないように設置しなければならない。	
13	防火対策	1	ヘッドエンド設備を収容し、又は設置する場所は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。	事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機器室は、自動火災報知設備及び消火設備が適切に設置されたものでなければならない。	
		2	(削除)	事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置し、かつ、当該事業用電気通信回線設備を工事、維持又は運用する者が立ち入る通信機器室に代わるコンテナ等の構造物(以下「コンテナ等」という。)及びとう道は、自動火災報知設備の設置及び消火設備の設置その他これに準ずる措置が講じられなければならない。	
		3	(削除)	事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機器室、コンテナ等及びとう道において、他の電気通信事業者に電気通信設備を設置する場所を提供する場合は、当該電気通信設備が発火等により他の電気通信設備に損傷を与えないよう措置されたものであることを当該他の電気通信事業者からそのを記載した書面の提出を受ける方法その他の方法により確認しなければならない。	

安全・信頼性に係る技術的条件の素案

条	項目名	項	技術的条件(素案)	(参考)事業用電気通信設備規則	備考
14	屋外設備	1	屋外に設置する電線(その中継器を含む。)、空中線およびこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。))は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。	屋外に設置する電線(その中継器を含む。)、空中線およびこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(次条の建築物を除く。次項において「屋外設備」という。))は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。	
		2	屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置しなければならない。	屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置しなければならない。	
15	事業用電気通信回線ヘッドエンド設備を設置する建築物等		ヘッドエンド設備を收容し、又は設置する建築物は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第1号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。 ①風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。 ②当該ヘッドエンド設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。 ③当該ヘッドエンド設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。 ④当該ヘッドエンド設備を收容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易にヘッドエンド設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。	事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第1号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。 ①風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。 ②当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。 ③当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができること。 ④当該事業用電気通信回線設備を收容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。	
16	適用除外	1	(削除)	第4条、第8条、第10条第2項及び第11条の規定は、他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務の提供の用に供する電子計算機の本体及びこれに附属する設備について適用しない。	
		2	第4条、第5条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条から第15条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類する所に設置する一般放送の業務に用いられる電気通信設備について適用しない。	第4条、第5条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条及び第13条から第15条までの規定は、利用者の建築物又はこれに類する所に設置する事業用電気通信回線設備について適用しない。	
		3	第4条及び第10条第2項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な一般放送の業務に用いられる電気通信設備について適用しない。	第4条及び第10条第2項の規定は、総務大臣が別に告示で定める小規模な事業用電気通信回線設備について適用しない。	

※「一般放送の業務に用いられる電気通信設備」とは、124/128° CS放送及び、有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送を除いたもの。